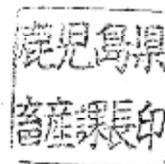


畜 第 1 3 6 4 号
平成30年 3 月 29 日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会 様

鹿児島県農政部畜産課長



口蹄疫に関する防疫対策の強化について（依頼）

口頃から、本県の家畜衛生対策への御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

今般、別添「韓国における口蹄疫の発生について」（平成30年 3 月 27 日付け29消安第68 35号）のとおり農林水産省消費・安全局 動物衛生課長から通知がありました。

口蹄疫については、国内では平成22年の宮崎県の事例以降確認されていませんが、今般、韓国の養豚農場において、約 1 年ぶりに本病の発生が確認されました。豚は多量のウイルスを排泄することから、同国での本病ウイルスの濃厚汚染が危惧されます。

このような中、訪日する外国人旅行者数は増加しており、人・物の移動が盛んであることから、我が国への口蹄疫等の病原体の侵入リスクは高い状況にあります。

については、傘下会員等に対して、飼養衛生管理基準の遵守など侵入防止対策の徹底及び監視体制の強化に万全を期するよう指導をお願いします。

なお、飼養衛生管理基準の遵守状況について、家畜保健衛生所に農場の確認検査と指導を実施するよう指示しておりますので、円滑に検査が実施できるよう特段の御配慮をお願いいたします。

<農林水産省ホームページ：口蹄疫、豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する情報>

口蹄疫、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの発生状況等に関する情報を入手したい場合には、農林水産省ホームページのトップページの検索画面で「発生状況〇〇（疾病名の入力）」で検索すると、関連情報を入手できます。

<県から家畜伝染病情報随時発信中：メールマガジン「かごしま畜コミ・インフォ」>

<https://www.pref.kagoshima.jp/ag07/sangyo-rodo/nogyo/tikusan/topics/kagoshima-chiccomi.html>

家畜衛生係 米丸・是枝
TEL 099-286-3224
FAX 099-286-5599





29消安第6835号
平成30年3月27日

鹿児島県農政部長 殿

農林水産省消費・安全局 動物衛生課長

韓国における口蹄疫の発生について

本日（3月27日）、韓国家畜衛生当局から、同国京畿道金浦市の養豚農場において口蹄疫（A型）の発生が確認された旨の連絡がありました。韓国における本病の発生は、昨年2月の発生以来、約1年ぶりとなります。

今回は、豚での発生であり、豚は牛に比較して多量のウイルスを排せつすることから、同国での口蹄疫ウイルスの濃厚汚染が危惧されます。

つきましては、「年末・年始、春節、オリンピック・パラリンピック冬季競技大会等に向けた口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成29年12月13日付け29消安4738号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）に基づき、口蹄疫の発生予防対策及び万が一の発生時のまん延防止対策に万全を期すよう改めてお願いします。

その際、特に、本情報をウェブサイトへの掲載、メーリングリストによる配信等により、家畜の所有者、関係機関、関係団体等に周知いただいた上で、強化通知の記の1に規定する飼養衛生管理の確認及び指導の徹底並びに記の4に規定する早期通報の再徹底をお願いします。

なお、今般の発生を受け、我が国への口蹄疫侵入防止のため、動物検疫所に対して、海外での家畜との接触歴等に関する口頭質問の実施、靴底消毒の実施状況の点検、CIQ関係官署及び空港・港湾関係者への情報提供等による水際検疫のより一層の徹底を指示していることを申し添えます。

海外へ旅行・日本へ入国される皆様へ

現在中国、韓国、ロシア、モンゴル、台湾などにおいて

動物の悪性伝染病である口蹄疫、 鳥インフルエンザが発生しています。

There has been outbreaks of malignant animal infectious diseases such as foot-and-mouth disease(FMD) and Avian Influenza in China, Korea, Russia and Taiwan etc.

注意！ Caution!

ほとんどの国からの肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品は日本へ持ちこむことはできません。許可なく持ち込んだ場合は処罰されます。

It is prohibited by Japanese law to bring meat, sausages, bacon or any other meat products into Japan without permission from the Animal Quarantine Service. Those who bring those products into Japan without permission could be prosecuted.



日本到着時に履き物の消毒を行っています。

海外では家畜を飼養している農場などへの立ち入りはお控え下さい。

農場に立ち入ったり、家畜に触れたり、ゴルフシューズなどの土の付いた靴をお持ちの方は、帰国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。

Your shoes need to be disinfected on arrival at Japan.

Please refrain from visiting farms keeping livestock (cattle, pig, sheep, goat etc.).

Passengers who have visited a farm, or been in contact with livestock or who have shoes contaminated with soil such as golf shoes should stop at the Animal Quarantine Service.

詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

農林水産省 動物検疫所

Animal Quarantine Service

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan

<http://www.maff.go.jp/aqs>



口蹄疫に感染した牛(出典:宮崎県)

Infected cow with FMD (Ref.: Miyazaki pref.)

致前往海外旅行和访问日本的各位旅客

致海外旅行、訪日的各位旅客

해외로 여행하시거나, 일본으로 입국하시는 분들께

现在中国、韩国、俄罗斯、蒙古、台湾等国家和地区发生口蹄疫和禽流感等动物恶性传染病。

現在中國、韓國、俄國、蒙古和台灣等發生口蹄疫、禽流感等動物的惡性傳染病。

현재 중국, 한국, 러시아, 몽골, 대만 등지에서 악성가축전염병인 구제역 및 조류인플루엔자가 발생하고 있습니다.

注意! 주의!

几乎所有国家的肉、火腿、香肠、熏肉等肉类产品均不得带入日本。未经许可带入肉类产品时将会受到处罚。

來自幾乎所有國家的鮮肉、火腿、香腸和熏肉等肉製品均不得帶入日本。未經許可帶入這些肉製品時將會受到處罰。

대부분의 국가의 고기, 햄, 소시지, 베이컨 등의 육류 제품을 일본으로 반입하는 것은 불가능합니다.

허가 없이 반입하는 경우, 처벌의 대상이 됩니다.



旅客抵达日本时，我们将对旅客的鞋进行消毒处理。

在海外时请尽量少去饲养家畜的农场。

如果曾去过农场，接触过家畜，或者高尔夫球鞋上带有泥土的旅客，回国时请前往动物检疫所柜台。

旅客抵達日本時，我們將對旅客的鞋進行消毒處理。

旅客在海外時請盡量少去飼養家畜的農場等處。

若旅客曾去過農場、接觸過家畜或攜帶有高尔夫球鞋等帶有泥土的鞋，回國時請前往動物檢疫所櫃檯。

일본 도착시, 신발 소독을 실시합니다.

해외에서는 가축을 사육하는 농장 등에 출입을 자제하여 주십시오.

농장에 출입하거나, 가축과 접촉하거나, 골프화 등 흙이 묻은 신발을

소지하고 계신 분은 귀국시에 동물검역소 카운터로 방문하여 주십시오.

欲了解更多信息，请咨询以下部门。

有關詳情，請向以下部門諮詢。

기타 자세한 사항은 아래로 문의하여 주시기 바랍니다.

农林水产省 动物检疫所 / 農林水産省 動物檢疫所

농림수산성 동물검역소

<http://www.maff.go.jp/aqs>



已感染口蹄疫的牛(来源: 宫崎县)

已感染口蹄疫的牛(出典: 宮崎縣)

구제역에 걸린 소(출처: 미야자키현)